

○藤崎町ホームページ有料広告募集要領

(平成 20 年 5 月 16 日告示第 40 号)

第 1 趣旨

この要領は、藤崎町有料広告の取扱いに関する要綱に基づき、藤崎町ホームページに掲載する有料広告の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 掲載規格等

掲載場所	藤崎町公式ホームページのトップページ ※掲載位置は町が決定します。
広告の種類	バナー広告(広告主の指定する WEB ページにリンクするもの)
募集枠数	10 枠、1 事業所 1 枠までとします。
規格	縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル程度 GIF 形式 10KB 以下
デザイン	デザイン・色彩等は町のイメージを損なわないものとし、アニメーションなど動きのあるものは不可とします。 ※広告内容やデザインについては、修正をお願いする場合がありますのでご了承ください。
募集期間	随時募集 ※ただし、掲載希望月を指定する場合は、その前々月の末日までの申し込みが必要です。(月の末日が閉庁日の場合はその前日まで)
掲載期間	・1ヶ月を単位とし、1 枠申込みでの最長掲載希望期間を 12 ヶ月までとします。 ・掲載の始期及び終期は次のとおりです。 始期 掲載を開始する月の最初の開庁日 午前 9 時 終期 掲載を終了する月の最後の開庁日 午後 4 時
掲載料	広告の掲載料は、1 枠につき 1 ヶ月 15, 000 円(税込)とします。
申込み方法	・藤崎町有料広告の取扱いに関する要綱の様式第 1 号により、下記の書類等を添付のうえ企画課へ申し込んでください。 1) バナーは、ホームページ広告募集要領の規格にて電子媒体で提出すること、またバナーの変更時も同様とする。 2) 事業所等の概要が分かる書類。

	<p>3) その他必要と思われる書類等。</p> <p>・画像データは、町が指定する方法により広告主が負担作成し、広告掲載開始日の2週間前までに提出するものとする。</p>
掲載料の納付	<p>町の発行する納付書により、一括前納してください。</p> <p>ただし、申込みの掲載期間が3ヶ月を超える場合は、3ヶ月ごとの分割納付も可能とします。</p> <p>(例)5ヶ月申込の場合 1回目：3ヶ月分を前納 2回目：2ヶ月分を前納</p>
サイトの停止	<p>広告掲載期間中に町の都合により、更新、システム及び機器の保守、停電や通信回線の事故及び天災等の不可抗力により、町ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。</p>
その他	<p>広告の作成は、別添「藤崎町有料広告掲載基準」を参照してください。</p> <p>なお、バナー広告からリンクするWEBページについても、掲載基準及び要綱を適用するものとします。</p> <p>また、掲載申込書(様式第1号)の備考欄には、バナー主のリンク先アドレスを必ず記載すること。</p>

第3 提出先(問い合わせ先)

藤崎町役場企画課

附 則

この要領は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。